姬路市立小中学校適正規模 • 適正配置基本方針【概要版】

近年、少子化の進展などが中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりの方策を検討・実施していくことが求められている。

本市においては、児童生徒数が減少している一方で、30 学級を超える学校も存在しており、「姫路市立小中学校適正規模・適正配置審議会」からいただいた答申を基に、おおむね10年間を見据えた「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」を策定した。

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の 形成者としての基本的資質を養うことを目的としているため、小・中学校では、一定の規模 の児童生徒集団が確保されていることが望ましいものと考える。

教育委員会としては、新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びを実現する観点などから、望ましい教育環境を子供たちに提供することが責務であると考えており、この基本方針に基づいて、少子化に対応した活力ある学校づくりを進めていく。

1 国や本市の動向

2 児童生徒数の現状と見込み

市立小・中学校の児童生徒数は減少傾向にあり、令和元年度は 43,574 人となっている。今後、令和7年度(2025年度)には約41,100人、令和14年度(2032年度)には約35,000人となることが予測され、これは、ピーク時(昭和57年度)の約44%となる。

3 学校規模について

(1) 学校が持つ役割及び学校規模の重要性

学校では、知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力などを育み、規範意識等を身に付けさせることが重要であることから、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることが望ましい。

また、教員がチームを組んで児童生徒に関わることができたり、中学校では、免許を持つ専門の教科を教えることができたりすることが重要であることから、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましい。このようなことから、一定の学校規模となることで、より良質な環境で教育を行うことができるようになる。

(2) 望ましい学校規模

法令等を参考に、次のように考える。

- 〇 小学校
 - クラス替えを可能とするためには、12 学級から 24 学級が望ましい。
- 〇 中学校

全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、9学級から 24 学級が望ましい。

4 学校配置について

児童生徒の通学条件、つまり児童生徒の通学における負担面や安全面から考慮することが必要であることから、通学距離及び通学時間など通学の条件を目安とする。

現状や法令を踏まえ、通学条件について次のとおりとすることが適当である。

- 徒歩や自転車による通学距離については、小学校でおおむね4km 以内、中学校でおおむね6km 以内を目安とする。
- 通学時間においては、おおむね1時間以内を目安とする。

5 少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組における考え方

(1) 取組の必要性

更なる少子化の進展などにより学校規模や配置による教育環境の不均衡や格差といった問題が生じる可能性がある場合には、学校規模等の適正化を図るための取組方策を実施するか、学校規模を維持しつつ学校規模の良さを生かした学校づくりを行うかなど、少子化に対応した活力ある学校づくりに取り組んでいく必要がある。

(2) 基本となる考え方

「教育的な視点」を第一に、また、「地域とともにある学校」の視点を併せ持ち、児童 生徒の育ちにとって、より良い教育環境を作るために取り組むことが必要である。

(3) 保護者や地域住民等の参画

学校教育の受益者は児童生徒であり、その保護者の声を重視しつつ検討を行っていく 必要があること、また、地域が協働して魅力ある学校づくりを行い、そのことが魅力あ る地域をつくり、その地域の将来につながっていくものと考えられることから、保護者 や地域住民等が主体的に参画することが重要である。

(4) 市からの支援

教育委員会のみの取組に留まらず、地域活性化や子育て支援に関わる施策の展開や、 特色ある学校づくりに向けた様々な支援など、市長部局との緊密な連携の下、少子化に 対応した活力ある学校づくりを進めることが重要である。

(5) 将来的な見通しに基づく計画的な実施

取組に当たっては、持続可能性を考慮しながら、将来的な学級数及び児童生徒数の動向を捉えた上で、計画的に進める。

(6) 取組方策を検討する対象

学校規模によっては、学校運営上の工夫だけでは、教育上の課題の緩和を図ることが 困難となるため、取組方策を実施する以外の方法では教育上の課題の緩和を図ることが 困難と思われる緊急性の高い学校から検討を行う。

〇 特に小規模な学校

1~5学級の小学校は、複式学級を有しており、学校運営上の工夫だけでは教育上の課題の緩和を図ることが困難となる可能性があるため、短期的には1~5学級の小学校について、望ましい学校規模に向けた具体的な取組方策を検討することが必要である。

〇 特に大規模な学校

原則として、引き続き、学校施設の改修等と学校運営上の工夫によって対応をしていきながら、将来的にも人口が増える校区について協議及び検討を進めるのが適当である。しかしながら、31 学級以上の学校規模となると、教育の機会均等の面で課題が生じる可能性があるため、短期的には、31 学級以上の小・中学校について、望ましい学校規模に向けた具体的な取組方策を検討することが必要である。

6 少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組の進め方

(1) 取組の進め方

○ 第1段階(課題の認識及び共有)

教育委員会は、基本方針策定後、中学校区単位で説明会を開催するなど、全ての校区に対して、基本方針の周知及び学校規模により生じる可能性のある教育上の課題の 共有を図る。

〇 第2段階(協議及び検討)

取組方策を検討する必要がある学校において、教育委員会が一方的に進めるのではなく、地域で協議する場(以下「学校地域協議会」という。)を設置する。

- ▶協議及び検討に当たっての基本姿勢
 - •「教育的な視点」を第一において、子供の育ちにとって、より良い教育環境を作る ことを目的とする。
 - 学校や行政のみならず、保護者や地域住民等においても、主体的に協議に参画する。
 - 新しい学校づくりに向けて、当該校区の課題やその改善点を話し合いながら、学校の将来ビジョンを保護者や地域住民等と構築、共有する。

▶対象となる学校

10年間程度の児童生徒数の将来推計において、小学校で1~5学級及び小中学校で31学級以上の規模が、その期間内で、おおむね5年以上続くと見込まれる学校から、学校地域協議会を設置する。その他、協議を希望した場合も設置することができる。

▶学校地域協議会の構成

校区内の就学前施設・小中学校の保護者代表や学校関係者、自治会代表、各種地域活動団体代表などで組織。教育委員会、市関係部局が情報提供や調整等の支援を行う。このほか、協議においてアドバイスしたりサポートしたりする者の参加も考えられる。

▶手順

おおむね1年以内を目途として協議を行い、合意形成を図る。

○ 第3段階(取組方策等の実施)

学校地域協議会での協議の結果を踏まえ、教育委員会が取組方策等を決定し、学校、 保護者、地域住民等及び行政が協働して実施する。

(2) 検討する取組方策

〇 小規模な学校

まずは、「通学区域の見直し」を行うことで解消できないかを考え、解消しない場合は「統合」を考える。ただし、地域が、学校を当該地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付け、地域を挙げてその充実を図ることを希望する場合は、「小規模特認校制度」を活用することも選択肢の一つとする。

- 小規模特認校制度の導入
 - ▶対象校及び目標

1~5学級の小学校を対象とし、全学年で1学級以上を目指す。

▶認定に当たっての留意点

小規模特認校の認定に当たっては、周辺環境を生かすなど独自性を持った特色ある教育活動の取組状況や学校、保護者、地域住民等の連携状況などを総合的に勘案し、決定する必要がある。市内全域から就学を認めることだけで児童が集まってくるということではなく、校区外から児童やその保護者が就学を希望するような魅力ある学校にするための教職員の工夫に加えて、その地域の保護者や住民等の関わりも重要となる。

▶制度の運用

学校地域協議会は継続的に開催し、状況について検証を行う。一定期間内(原則として5年間)に、全学年1学級以上とならない場合は、統合等の取組方策を進める。

○ 大規模な学校

まずは、「学校施設の増築」や改修を行うことで教育上の課題の緩和ができないかを考え、それが困難な学校に対しては、「通学区域の見直し」や「学校選択制の導入」について検討する。

「学校の分離・新設」については、更なる少子化傾向であることや多大な財源が必要なことなどから、大規模校の状態が恒久的なものかどうかなど慎重に判断し、原則として仮設校舎を建設し、児童生徒を受け入れながら、学校規模により生じる可能性のある教育上の課題の緩和を図ることが適当である。しかし、これらの方策を講じてもなお教育上の課題の緩和を図ることが困難な場合は、「学校の分離・新設」について検討する。

(3) 取組方策を協議する際の留意事項

- 通学に関する配慮
- 児童生徒にとっての環境変化への対応
- 地域と学校との関わり等への配慮
- 学校の特色ある教育活動や伝統の継承
- 市民への情報提供
- 〇 学校跡地の活用

7 中長期的な課題又は附帯する課題

- 学級規模の視点
- 〇 学校施設の複合化
- 地域づくりの議論への発展

少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組の流れ

第1段階:課題の認識及び共有



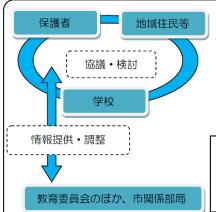
・全ての校区において、学校規模により生じる可能性のある 教育上の課題を認識し、共有する。

学校•保護者•地域住民等

1~5学級の小学校及び 31 学級以上の小・中学校

左以外の小・中学校

第2段階:協議及び検討



・学校地域協議会を設置し、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組方策について、おおむね1年以内を目途として、協議を行い、合意形成を図る。

〔設置する時期〕

•10 年間程度の児童生徒の将来推計から、小学校で1~5学級、小・中学校で31 学級以上の規模が、おおむね5年以上続くと見込まれる場合

- 学校評議員会などで継続的に課題を共有する。
 - ※保護者や地域住民等が協議を 希望する場合は、学校地域協 議会を設置することができる。

第3段階:取組方策等の実施

教育委員会

・学校地域協議会において協議された結果を踏まえ、 教育委員会が具体的な取組方策等を決定し、学校、 保護者、地域住民等及び行政が協働して実施してい く。